

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
用語の意義 (省 略) 目 次 第 1 章 通則 (省 略) 第 2 章 適用要件 法第 4 条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 (省 略) 4－2 承認を受けることができる国税関係帳簿書類の単位 (省 略) 4－28 <u>日本産業規格</u>A列 4 番以下の大きさの書類の解像度の意義 (省 略) <u>4－40 電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした 書類の取扱い</u> 法第 5 条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる 保存等))関係 (省 略) 第 3 章 ～ 第 4 章 (省 略)	用語の意義 (同 左) 目 次 第 1 章 通則 (同 左) 第 2 章 適用要件 法第 4 条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 (同 左) 4－2 承認を受けることができる国税関係帳簿の単位 (省 略) 4－28 <u>日本工業規格</u>A列 4 番以下の大きさの書類の解像度の意義 (同 左) <u>(新 設)</u> 法第 5 条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる 保存等))関係 (同 左) 第 3 章 ～ 第 4 章 (同 左)

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 1 章 通則 (省 略) 第 2 章 適用要件 法第 4 条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 (省 略) (承認を受けることができる国税関係帳簿書類の単位) 4-2 法第 4 条各項((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))の規定の適用に当たっては、一部の国税関係帳簿書類について承認を受けることもできるのであるから、例えば、保存義務者における次のような国税関係帳簿書類の作成・保存の実態に応じて、それぞれの区分のそれぞれの国税関係帳簿書類ごとに承認を受けることができることに留意する。 (1) 法第 4 条第 1 項の規定を適用する場合 ① 仕訳帳及び総勘定元帳のみを作成している場合 ② ①に掲げる国税関係帳簿のほか、現金出納帳、売上帳、仕入帳、売掛金元帳、買掛金元帳などの国税関係帳簿を作成している場合 ③ ①又は②に掲げる国税関係帳簿を本店で作成するほか事業部若しくは事業所ごとに作成している場合 (2) 法第 4 条第 2 項の規定を適用する場合 ① 注文書の写しのみを作成している場合 ② ①に掲げる国税関係書類のほか、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写しなどの国税関係書類を作成している場合	第 1 章 通則 (同 左) 第 2 章 適用要件 法第 4 条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 (同 左) (承認を受けることができる国税関係帳簿の単位) 4-2 法第 4 条第 1 項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))の規定の適用に当たっては、一部の国税関係帳簿について承認を受けることもできるのであるから、例えば、保存義務者における次のような国税関係帳簿の作成の実態に応じて、それぞれの区分のそれぞれの国税関係帳簿ごとに承認を受けることができることに留意する。 (1) 仕訳帳及び総勘定元帳のみを作成している場合 (2) (1)に掲げる国税関係帳簿のほか、現金出納帳、売上帳、仕入帳、売掛金元帳、買掛金元帳などの国税関係帳簿を作成している場合 (3) (1)又は(2)に掲げる国税関係帳簿を本店で作成するほか事業部若しくは事業所ごとに作成している場合

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
③ <u>①又は②に掲げる国税関係書類を本店で作成するほか事業部若しくは事業所ごとに作成している場合</u> (3) <u>法第4条第3項の規定を適用する場合</u> ① <u>作成又は受領した注文書、領収書、見積書、請求書などの国税関係書類を保存している場合</u> ② <u>①に掲げる国税関係書類を本店で保存しているほか事業部若しくは事業所ごとに保存している場合</u> (省 略) (国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の方法) 4－6 規則第3条第1項第1号イ((訂正削除の履歴の確保))の規定の適用に当たり、例えば、次に掲げるシステム等によることとしている場合には、当該規定の要件を満たす<u>ものとして取り扱うこととする</u>。 (1) 電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができるシステムで、かつ、訂正前若しくは削除前の記録事項及び訂正若しくは削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録に自動的に記録されるシステム (2) 電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、かつ、その記録事項を訂正し又は削除する必要が生じた場合には、これを直接に訂正し又は削除した場合と同様の効果を生じさせる新たな記録事項(当初の記録事項を特定するための情報が付加されたものに限る。)を記録する方法(いわゆる反対仕訳による方法)	(同 左) (国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の方法) 4－6 規則第3条第1項第1号イ((訂正削除の履歴の確保))の規定の適用に当たり、例えば、次に掲げるシステム等によることとしている場合には、当該規定の要件を満たす<u>こととなることに留意する</u>。 (1) 電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができるシステムで、かつ、訂正前若しくは削除前の記録事項及び訂正若しくは削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録に自動的に記録されるシステム (2) 電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、かつ、その記録事項を訂正し又は削除する必要が生じた場合には、これを直接に訂正し又は削除した場合と同様の効果を生じさせる新たな記録事項(当初の記録事項を特定するための情報が付加されたものに限る。)を記録する方法(いわゆる反対仕訳による方法)

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(注) 4－5の(注)の場合において、承認済国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除の事実及び内容を、当該承認済国税関係帳簿以外の国税関係帳簿に係る電磁的記録（当該国税関係帳簿が承認済国税関係帳簿でない場合には、電磁的記録又はこれを出力した書面）により確認することができることとしているときは、これを認める。 (国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の特例) 4－7 規則第3条第1項第1号イ((訂正削除の履歴の確保))の規定の適用に当たり、電磁的記録の記録事項の誤りを是正するための期間を設け、<u>当該期間が当該電磁的記録の記録事項を入力した日から1週間を超えない場合であって、当該期間内に記録事項を訂正し又は削除したもののについて、その訂正又は削除の事実及び内容に係る記録を残さないシステムを使用し、同項第3号ニに掲げる書類に当該期間に関する定めがあるときは、要件を充足するものとして取り扱う。</u> (省 略) (帳簿間の関連性の確保の方法) 4－9 規則第3条第1項第2号((帳簿間の関連性の確保))の規定の適用に当たり、例えば、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる情報が記録事項として記録されるときは、同号の要件を満たす<u>ものとして取り扱う</u>ことに留意する。 (1) 一方の国税関係帳簿に係る記録事項(個々の記録事項を合計したものを含む。)が他方の国税関係帳簿に係る記録事項として個別転	(注) 4－5の(注)の場合において、承認済国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除の事実及び内容を、当該承認済国税関係帳簿以外の国税関係帳簿に係る電磁的記録（当該国税関係帳簿が承認済国税関係帳簿でない場合には、電磁的記録又はこれを出力した書面）により確認することができることとしているときは、これを認める。 (国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の特例) 4－7 規則第3条第1項第1号イ((訂正削除の履歴の確保))の規定の適用に当たり、電磁的記録の記録事項の誤りを是正するための期間<u>(当該電磁的記録の記録事項を入力した日から1週間を超えないものに限る。)</u>を設け、当該期間内に記録事項を訂正し又は削除したものに<u>限り</u>、その訂正又は削除の事実及び内容に係る記録を残さないシステムを使用している場合(同項第3号ニに掲げる書類に当該期間に関する定めがある<u>場合に限る。)</u>には、<u>これを認める。</u> (同 左) (帳簿間の関連性の確保の方法) 4－9 規則第3条第1項第2号((帳簿間の関連性の確保))の規定の適用に当たり、例えば、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる情報が記録事項として記録されるときは、同号の要件を満たす<u>こととなる</u>ことに留意する。 (1) 一方の国税関係帳簿に係る記録事項(個々の記録事項を合計したものを含む。)が他方の国税関係帳簿に係る記録事項として個別転

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
記される場合 相互の記録事項が同一の取引に係る記録事項であることを明確にするための一連番号等の情報 (2) 一方の国税関係帳簿に係る個々の記録事項が集計されて他方の国税関係帳簿に係る記録事項として転記される場合 ((1)に該当する場合を除く。) 一方の国税関係帳簿に係るどの記録事項を集計したかを明らかにする情報 (省 略) (国税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目) 4-15 規則第3条第1項第5号イ((検索機能の確保))に規定する「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係帳簿の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。 なお、この場合の勘定科目及び相手方勘定科目には、借方又は貸方の双方の科目を含み、銀行口座別、取引の相手方別及び商品別等に区分して記録しているときは、当該区分を含むことに留意する。 (1) 仕訳帳 取引年月日、勘定科目及び取引金額 (2) 総勘定元帳 記載年月日、勘定科目、相手方勘定科目及び取引金額 (3) 現金出納帳、売上帳及び仕入帳などの補助記入帳 取引年月日、勘定科目及び取引金額 (4) 売掛金元帳、買掛金元帳などの補助元帳 記録又は取引の年月日、勘定科目、相手方勘定科目及び取引金額 (5) 固定資産台帳、有価証券台帳及び給与台帳など資産名や社員名で	記される場合 相互の記録事項が同一の取引に係る記録事項であることを明確にするための一連番号等の情報 (2) 一方の国税関係帳簿に係る個々の記録事項が集計されて他方の国税関係帳簿に係る記録事項として転記される場合 ((1)に該当する場合を除く。) 一方の国税関係帳簿に係るどの記録事項を集計したかを明らかにする情報 (同 左) (国税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目) 4-15 規則第3条第1項第5号イ((検索機能の確保))に規定する「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係帳簿の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。 なお、この場合の勘定科目及び相手方勘定科目には、借方又は貸方の双方の科目を含み、銀行口座別、取引の相手方別及び商品別等に区分して記録しているときは、当該区分を含むことに留意する。 (1) 仕訳帳 取引年月日、勘定科目及び取引金額 (2) 総勘定元帳 記載年月日、勘定科目、相手方勘定科目及び取引金額 (3) 現金出納帳、売上帳及び仕入帳などの補助記入帳 取引年月日、勘定科目及び取引金額 (4) 売掛金元帳、買掛金元帳などの補助元帳 記録又は取引の年月日、勘定科目、相手方勘定科目及び取引金額 (5) 固定資産台帳、有価証券台帳及び給与台帳など資産名や社員名で

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
区分して記録している帳簿 資産名又は社員名 (6) 酒税法施行令第 52 条第 1 項((記帳義務))に規定する帳簿 受入年月日、受け入れた原料の区分、種別及び数量 (7) 揮発油税法施行令第 17 条第 1 項((記帳義務))に規定する帳簿 移入年月日、移入した原料の種類及び数量 (注) 一連番号等により規則第 3 条第 1 項第 2 号((帳簿間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第 4 条第 1 項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第 5 条第 1 項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けているものに限る。)の記録事項を検索することができる<u>とき</u>についても要件を充足するものとして取り扱うことに留意する。 (範囲を指定して条件を設定することの意義) 4-16 規則第 3 条第 1 項第 5 号ロ((検索機能の確保))(同条第 2 項及び第 5 項第 7 号において準用する場合を含む。)に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間(国税通則法第 2 条第 9 号((定義))に規定する課税期間をいう。以下 6-1 において同じ。)ごとの国税関係帳簿書類別又は勘定科目別(規則第 3 条第 2 項及び第 5 項第 7 号において準用する場合に限る。)に、日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。 (省 略)	区分して記録している帳簿 資産名又は社員名 (6) 酒税法施行令第 52 条第 1 項((記帳義務))に規定する帳簿 受入年月日、受け入れた原料の区分、種別及び数量 (7) 揮発油税法施行令第 17 条第 1 項((記帳義務))に規定する帳簿 移入年月日、移入した原料の種類及び数量 (注) 一連番号等により規則第 3 条第 1 項第 2 号((帳簿間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第 4 条第 1 項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第 5 条第 1 項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けているものに限る。)の記録事項を検索することができる<u>機能が必要となる</u>ことに留意する。 (範囲を指定して条件を設定することの意義) 4-16 規則第 3 条第 1 項第 5 号ロ((検索機能の確保))(同条第 2 項及び第 5 項第 7 号において準用する場合を含む。)に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間(国税通則法第 2 条第 9 号((定義))に規定する課税期間をいう。以下 6-1 において同じ。)ごとの国税関係帳簿書類別に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。 (同 左)

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(速やかに行うことの意義) 4-20 規則第3条第5項第1号イ((入力方法))に規定する「速やかに」の適用に当たり、国税関係書類の作成又は受領後<u>おおむね7営業日</u>以内に入力している場合には、速やかに行っているものとして取り扱う。 また、同号ロに規定する「速やかに」の適用に当たり、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、<u>おおむね7営業日</u>以内に入力している場合には同様に扱う。 (業務の処理に係る通常の期間の意義) 4-21 規則第3条第5項第1号ロ((入力方法))に規定する「その業務の処理に係る通常の期間」とは、国税関係書類の作成又は受領からスキャナで読み取り可能となるまでの業務処理サイクルの期間をいうことに留意する。 なお、<u>月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクル</u>と認められることから、最長<u>2か月</u>の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。 (省 略) (特に速やかに行うことの意義) 4-23 規則第3条第5項第2号ロ括弧書に規定する「特に速やかに」の適用に当たり、国税関係書類の作成又は受領後<u>おおむね3営業日</u>以内にタイムスタンプを付している場合には、特に速やかに付しているものとして取り扱う。	(速やかに行うことの意義) 4-20 規則第3条第5項第1号イ((入力方法))に規定する「速やかに」の適用に当たり、国税関係書類の作成又は受領後<u>1週間</u>以内に入力している場合には、速やかに行っているものとして取り扱う。 また、同号ロに規定する「速やかに」の適用に当たり、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、<u>1週間</u>以内に入力している場合には同様に扱う。 (業務の処理に係る通常の期間の意義) 4-21 規則第3条第5項第1号ロ((入力方法))に規定する「その業務の処理に係る通常の期間」とは、国税関係書類の作成又は受領からスキャナで読み取り可能となるまでの業務処理サイクルの期間をいうことに留意する。 なお、<u>月次処理については通常行われている業務処理サイクル</u>と認められることから、最長<u>1ヶ月</u>の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。 (同 左) (特に速やかに行うことの意義) 4-23 規則第3条第5項第2号ロ括弧書に規定する「特に速やかに」の適用に当たり、国税関係書類の作成又は受領後<u>3日</u>以内にタイムスタンプを付している場合には、特に速やかに付しているものとして取り扱う。

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(省 略) (<u>日本産業規格 A 列 4 番以下の大きさの書類の解像度の意義</u>) 4-28 規則第 3 条第 5 項第 2 号ハ括弧書に規定する「当該国税関係書類の作成又は受領する者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該国税関係書類の大きさが<u>日本産業規格 A 列 4 番以下であるとき</u>」における、規則第 3 条第 5 項第 2 号ハ(1)に規定する「解像度に関する情報」の保存については、当該国税関係書類の電磁的記録に係る画素数を保存すれば足りることに留意する。 (省 略) (<u>それぞれ別の者が行う体制の意義</u>) 4-34 規則第 3 条第 5 項第 4 号イに規定する「各事務について、それぞれ別の者が行う体制」とは、各事務に関する職責をそれぞれ別の者にさせるなど、明確な事務分掌の下に相互にけんせいが機能する事務処理の体制がとられてい<u>れば、要件を充足するものとして取り扱うことに留意する。</u> (省 略) (<u>4 ポイントの文字が認識できることの意義</u>) 4-38 規則第 3 条第 5 項第 6 号ニ((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))の規定は、全ての国税関係書類に係る電磁的記録に適用されるのであるから、<u>日本産業規格 X6933</u> 又は国際標準化機構の規格 12653-3 に準拠したテストチャートを同項第 2 号の電子計算機処理システムで入力し、同項第 6 号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面でこれらのテストチャート	(同 左) (<u>日本工業規格 A 列 4 番以下の大きさの書類の解像度の意義</u>) 4-28 規則第 3 条第 5 項第 2 号ハ括弧書に規定する「当該国税関係書類の作成又は受領する者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該国税関係書類の大きさが<u>日本工業規格 A 列 4 番以下であるとき</u>」における、規則第 3 条第 5 項第 2 号ハ(1)に規定する「解像度に関する情報」の保存については、当該国税関係書類の電磁的記録に係る画素数を保存すれば足りることに留意する。 (同 左) (<u>それぞれ別の者が行う体制の意義</u>) 4-34 規則第 3 条第 5 項第 4 号イに規定する「各事務について、それぞれ別の者が行う体制」とは、各事務に関する職責をそれぞれ別の者にさせるなど、明確な事務分掌の下に相互にけんせいが機能する事務処理の体制がとられている<u>ことが必要であることをいうのであるから留意する。</u> (同 左) (<u>4 ポイントの文字が認識できることの意義</u>) 4-38 規則第 3 条第 5 項第 6 号ニ((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))の規定は、全ての国税関係書類に係る電磁的記録に適用されるのであるから、<u>日本工業規格 X6933</u> 又は国際標準化機構の規格 12653-3 に準拠したテストチャートを同項第 2 号の電子計算機処理システムで入力し、同項第 6 号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面でこれらのテストチャート

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
の画像を確認し、4 ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等で全ての国税関係書類を入力し保存を行うことをいうことに留意する。 なお、これらのテストチャートの文字が認識できるか否かの判断に当たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支えない。 (スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目) 4－39 規則第3条第5項第7号((準用))の規定により読み替えられた同条第1項第5号イ((検索機能の確保))に規定する「取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。 なお、検索は国税関係書類の種類別又は勘定科目別にできることを要することに留意する。 (1) 領収書 領収年月日、領収金額、取引先名称 (2) 請求書 請求年月日、請求金額、取引先名称 (3) 納品書 納品年月日、品名、取引先名称 (4) 注文書 注文年月日、注文金額、取引先名称 (5) 見積書 見積年月日、見積金額、取引先名称 (注) 一連番号等を国税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による	の画像を確認し、4 ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等で全ての国税関係書類を入力し保存を行うことをいうことに留意する。 なお、これらのテストチャートの文字が認識できるか否かの判断に当たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支えない。 (スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目) 4－39 規則第3条第5項第7号((準用))の規定により読み替えられた同条第1項第5号イ((検索機能の確保))に規定する「取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。 なお、検索は国税関係書類の種類別にできることを要することに留意する。 (1) 領収書 領収年月日、領収金額、取引先名称 (2) 請求書 請求年月日、請求金額、取引先名称 (3) 納品書 納品年月日、品名、取引先名称 (4) 注文書 注文年月日、注文金額、取引先名称 (5) 見積書 見積年月日、見積金額、取引先名称 (注) 一連番号等を国税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けているものに限る。)の記録事項及び国税関係書類(法第4条第3項の承認を受けているものに限る。)を検索することができる機能が必要となることに留意する。 <u>(電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類の取扱い)</u> <u>4-40 一般書類や過去分重要書類の保存に当たって、既に、電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けている場合において、これに当該事務の責任者の定めや対象範囲を追加して改訂等により対応するときは、改めて当該書類を作成して備え付けることを省略して差し支えないものとする。</u> 法第5条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))関係 (索引簿の備付けの特例) 5-1 規則第4条第1項第2号((索引簿の備付け))の規定の適用に当たり、次に掲げる場合には、同号の要件を満たすものとして取り扱う。 (1) <u>日本産業規格Z6007</u>に規定する計算機出力マイクロフィッシュ(以下5-1において「COMフィッシュ」という。)を使用して いる場合において、COMフィッシュのヘッダーに同号に規定する	保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けているものに限る。)の記録事項及び国税関係書類(法第4条第3項の承認を受けているものに限る。)を検索することができる機能が必要となることに留意する。 <u>(新 設)</u> 法第5条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))関係 (索引簿の備付けの特例) 5-1 規則第4条第1項第2号((索引簿の備付け))の規定の適用に当たり、次に掲げる場合には、同号の要件を満たすものとして取り扱う。 (1) <u>日本工業規格Z6007</u>に規定する計算機出力マイクロフィッシュ(以下5-1において「COMフィッシュ」という。)を使用して いる場合において、COMフィッシュのヘッダーに同号に規定する

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
事項が明瞭に出力されており、かつ、COMフィッシュがフィッシュアルバムに整然と収納されている場合 (2) 規則第4条第1項第5号((電磁的記録の並行保存等))に規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能」が確保されている場合(当該機能が確保されている期間に限る。) (注) 索引簿の備付方法については、4-11の本文なお書に掲げる方法と同様の方法によることを認める。 (省 略)	事項が明瞭に出力されており、かつ、COMフィッシュがフィッシュアルバムに整然と収納されている場合 (2) 規則第4条第1項第5号((電磁的記録の並行保存等))に規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能」が確保されている場合(当該機能が確保されている期間に限る。) (注) 索引簿の備付方法については、4-11の本文なお書に掲げる方法と同様の方法によることを認める。 (同 左)
第3章 申請手続等 法第6条((電磁的記録による保存等の承認の申請等))関係 (省 略) (便宜提出ができる相当の理由の例示) 6-3 法第6条第6項((申請書の便宜提出))<u>(規則第3条第8項((過去分重要書類の適用届出書の便宜提出))に規定する場合を含む。)</u>に規定する便宜提出ができる「相当の理由」には、例えば、次に掲げる場合が、これに該当する。 (1) 金融機関の営業所等の長が、非課税貯蓄の限度額管理に関する帳簿について承認を受けようとする場合において、各営業所等ごとに行うべき申請手続を、その本店又は一の営業所等の所在地で一括して行う場合 (2) 複数の製造場を有する酒類製造者が、酒類の製造に関する事実を	第3章 申請手続等 法第6条((電磁的記録による保存等の承認の申請等))関係 (同 左) (便宜提出ができる相当の理由の例示) 6-3 法第6条第6項((申請書の便宜提出))に規定する便宜提出ができる「相当の理由」には、例えば、次に掲げる場合が、これに該当する。 (1) 金融機関の営業所等の長が、非課税貯蓄の限度額管理に関する帳簿について承認を受けようとする場合において、各営業所等ごとに行うべき申請手続を、その本店又は一の営業所等の所在地で一括して行う場合 (2) 複数の製造場を有する酒類製造者が、酒類の製造に関する事実を

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
記載した帳簿について承認を受けようとする場合において、各製造場ごとに行うべき申請手続を、本店又は一の製造場の所在地で一括して行う場合 (省 略) 法第7条((電磁的記録による保存等の承認に係る変更))関係 (省 略) (届出書の便宜提出) 7-3 法第7条第1項若しくは第2項((電磁的記録による保存等の承認に係る変更))に規定する届出書を提出する場合における同条第3項((届出書の便宜提出))の規定の適用又は規則第3条第7項((過去分重要書類の適用届出書の提出))に規定する届出書を提出する場合における同条第8項((過去分重要書類の適用届出書の便宜提出))の規定の適用については、法第6条第1項又は第2項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する申請書の提出に当たり同条第6項((申請書の便宜提出))の規定を適用していたかどうかにかかわらずに留意する。 (省 略) 法第8条((電磁的記録による保存等の承認の取消し))関係 (省 略) 第4章 電子取引 (省 略)	記載した帳簿について承認を受けようとする場合において、各製造場ごとに行うべき申請手続を、本店又は一の製造場の所在地で一括して行う場合 (同 左) 法第7条((電磁的記録による保存等の承認に係る変更))関係 (同 左) (届出書の便宜提出) 7-3 法第7条第1項又は第2項((電磁的記録による保存等の承認に係る変更))に規定する届出書を提出する場合における同条第3項((届出書の便宜提出))の規定の適用については、法第6条第1項又は第2項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する申請書の提出に当たり同条第6項((申請書の便宜提出))の規定を適用していたかどうかにかかわらずに留意する。 (同 左) 法第8条((電磁的記録による保存等の承認の取消し))関係 (同 左) 第4章 電子取引 (同 左)